

令和5年度第3回

朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（こども部会）

次 第

日 時 令和5年8月23日（水）
午後3時から
会 場 朝霞市役所 別館5階 501会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 委員の変更について
- (2) 医療的ケア児の支援について
- (3) 国及び県の動向について
- (4) 今後のこども部会について
- (5) その他

3 閉 会

朝霞市障害者自立支援協議会専門部会(こども部会)委員名簿

令和5年5月18日現在

| 氏名 | 所属等 |
|--------------------|-------------------------------|
| 相談支援事業者 | |
| さいとう かずみ 齋藤 和美 | 特定非営利活動法人キラキラ代表理事 |
| のほら えりこ 野原 絵里子 | みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター相談支援専門員 |
| 障害福祉サービス事業者 | |
| なかむら としや 中村 敏也 | 株式会社SHUHARI(元気キッズ)代表取締役 |
| とくら みさ 戸倉 美砂 | 放課後等デイサービスまいまい管理者兼児童発達支援管理責任者 |
| 保健又は医療関係者 | |
| さいとう ふみよ 齋藤 富美代 | 埼玉県朝霞保健所保健予防推進担当部長 |
| すぎた まさおき 杉田 正興 | すぎたこどもクリニック院長 |
| 教育又は雇用関係者 | |
| すけがわ だいすけ 助川 大介 | 和光特別支援学校教諭(特別支援教育コーディネーター) |
| 障害者団体の代表者 | |
| なかた あきよ 中田 陽代 | 朝霞市医療的ケア児の支援を考える会会長 |

(議題 2) 医療的ケア児の支援について

●朝霞市の現状：医療的ケア児 23 人（R5. 8. 1 現在：障害福祉課で把握のみ）

- ・ 内容：人工呼吸器 4 人、気管切開 5 人、在宅酸素 3 人、吸引 9 人、人工膀胱 1 人、定期導尿 2 人
経管栄養 15 人（うち、経管栄養のみ 7 人） * 複数利用 9 人
- ・ 訪問看護：利用あり 17 人、利用なし 6 人
- ・ 年齢区分：未就学児 10 人、小学生 8 人、中学生 1 人、高校生 4 人
- ・ 申請しているサービス：身体介護 7 人、短期入所 5 人、児童発達 8 人、放課後等デイ 8 人

●医療的ケア児の把握方法（主な制度）

| | 制度 | 内容等 |
|--------|-----------------|--|
| 障害福祉課 | 身体障害者手帳 | 何らかの（身体）障害が固定した方に交付。 |
| | 育成医療 | 手術等にかかる費用を公費負担する制度。対象は 18 才未満。 |
| | 日常生活用具の給付 | たん吸引器、ネブライザー等。 |
| | 訪問看護情報提供書 | 訪問看護ステーションからの報告。 |
| | 障害児サービス | 医療型短期入所、居宅介護、計画相談支援等。 * 医療的ケア児コーディネーターとの連携 |
| | 重症心身障害児（者）短期入所 | 心身障害児総合医療療育センターで短期入所 1 床を確保（4 市で委託契約）。 |
| | 難病見舞金 | 小児慢性特定疾患医療費給付制度の受給者が対象。 |
| | 各種手当 | 特別児童扶養手当、障害児福祉手当等。 |
| 健康づくり課 | 未熟児養育医療 | 身体が未熟なまま生まれ、入院治療が必要と認められた乳児（1 才未満）の医療費を公費負担する制度。 |
| | 新生児訪問 | 生後 4 か月未満の赤ちゃんがいるすべての家庭に助産師・保健師が訪問。 |
| | 出生連絡票 | 母子健康手帳交付時に出生連絡票（ハガキ）を渡し、出生後に健康づくり課に送付してもらう。 |
| | 医療機関からの退院連絡票 | 必要時、医療機関から送付される。 |
| 朝霞保健所 | 小児慢性特定疾患医療費給付制度 | 対象疾患（約 500 疾患）の医療費を公費負担する制度。 申請は 18 才未満まで（20 才未満まで延長可）。 |

<必要時連絡>

家族より連絡

関係機関より連絡

- （庁内）健康づくり課、生活援護課、保育課、こども未来課、教育指導課、教育管理課 等
（庁外）朝霞保健所、医療機関、訪問看護ステーション、計画相談支援事業所 等

埼玉県医療的ケア児等支援センター

埼玉県では、医療的ケア児等とそのご家族が
心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、
県内4か所の相談窓口を設置しました。



| 相談窓口 | | 担当地区 |
|------|--|---|
| ① | 地域センター かけはし ☎ 049-225-5770 ✉ ikea-center@karugamo.or.jp 🏠 川越市鴨田1930番地1 社会福祉法人埼玉医大福祉会 医療型障害児入所施設 カルガモの家 内 | 川越市、秩父市、所沢市、飯能市、狭山市、上尾市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、川島町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町 |
| ② | 地域センター たいよう ☎ 0493-39-1114 ✉ ty-soudan@seifu-kai.or.jp 🏠 熊谷市津田1855番地1 社会福祉法人清風会 福祉医療センター太陽の園 内 | 熊谷市、行田市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、北本市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町 |
| ③ | 地域センター ともに ☎ 048-748-5059 ✉ t.tomoni@tomonifukushikai.or.jp 🏠 春日部市谷原3-12-6 メゾンローリエ102 社会福祉法人ともに福祉会 障害児(者)生活支援ルームともに 内 | 春日部市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町 |
| ④ | 地域センター カリヨンの杜 ☎ 048-797-6671 ✉ ikea-carillon@ohfukai.jp 🏠 さいたま市岩槻区馬込2100番地 社会福祉法人桜楓会 医療型障害児入所施設 カリヨンの杜 内 | さいたま市、川口市、蕨市、戸田市 |

開所時間 月～金曜日 9:00～17:00 (土日・祝日除く)



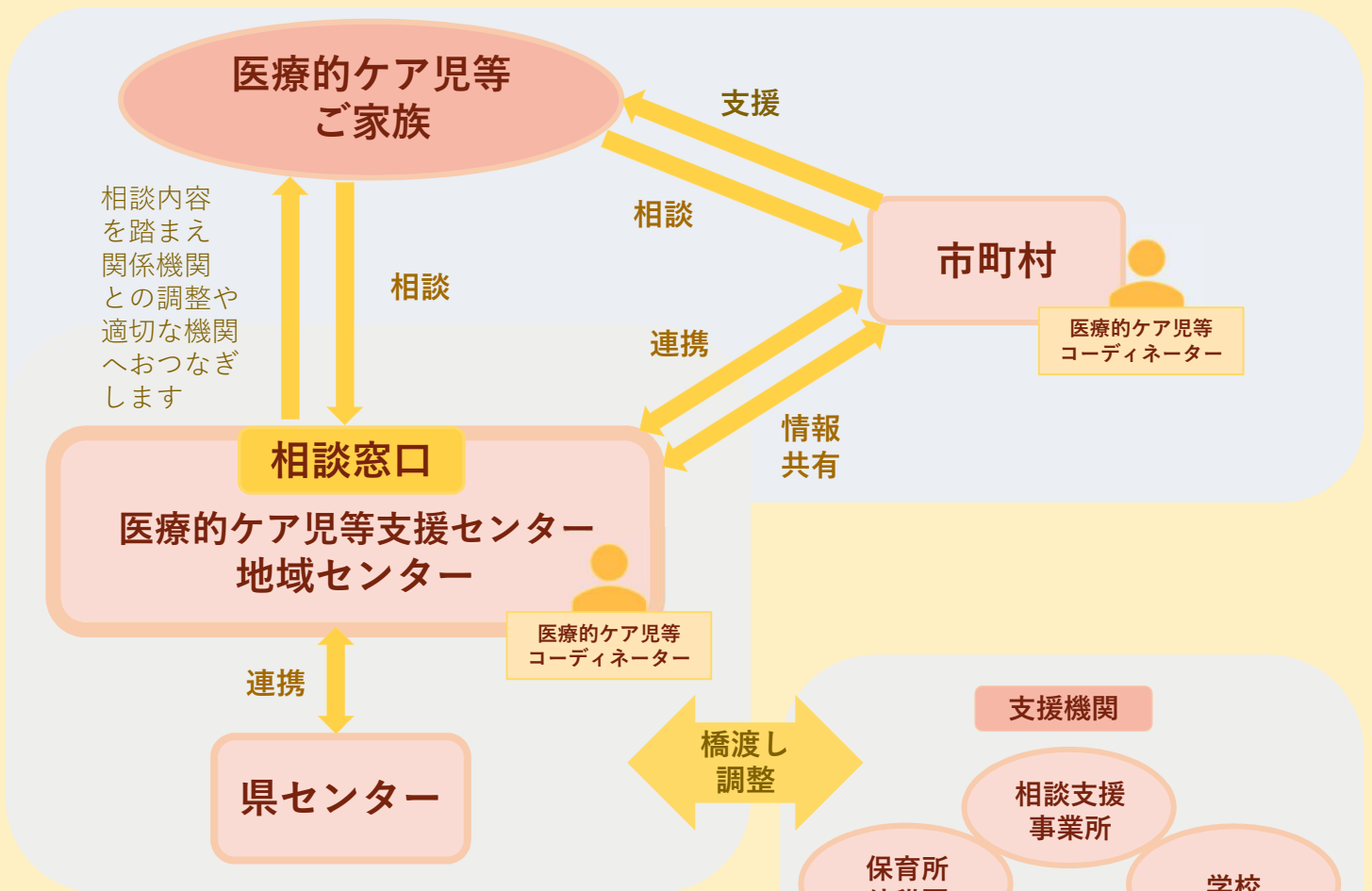
埼玉県医療的ケア児等支援センターの体制

人材育成や多機関調整などを担う「県センター」と、相談窓口や市町村支援などを担う「地域センター」の二層体制により、医療的ケア児等とそのご家族が地域で安心して生活ができるよう支援します。

医療的ケア児等支援センター・地域センターのご利用

「どこに相談してよいのかわからない」「先々の子育てが不安」「ケアの方法を知りたい」「保育所や学校に行きたい」「活用できる制度などを知りたい」等のご相談をお受けします。
保育所や学校など支援機関からの医療的ケア児等のために必要な配慮等のご相談もお受けします。

相談窓口 地域センター ご利用イメージ

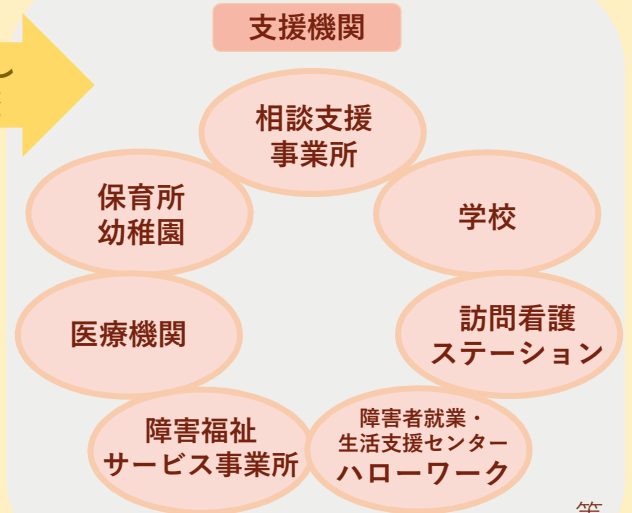


医療的ケア児等コーディネーターとは

【役割】

- ・保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整
- ・医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進

主に相談支援専門員、保健師、訪問看護師等が役割を担っています。
市町村における配置を進めています。



障害児通所支援の基本的な考え方

こどもの権利を社会全体で守る

こどもと家族のウェルビーイングの向上

インクルージョンの推進

障害児支援を進めるにあたって、行政、事業所、関係機関等の全ての関係者は、以下の基本的な考え方をもって進めていくべきである。

- こどもの意見表明の確保、発達、人権及び基本的自由の保障がなされることで、こどもの最善の利益を社会全体で守っていく環境づくりを進める。
- こどもや保護者が内面的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントの視点を持ち、こどもと家族のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくことが必要。
- 障害の有無にかかわらず、こどもが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学び合い、成長していくことが重要。こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を常に念頭に、こどもや家族の支援にあたっていくこと。

1. 児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援の体制整備

児童発達支援センターの中核機能

① 幅広い高度な専門性に基づく
発達支援・家族支援機能

② 地域の障害児通所支援事業所に対する
スーパーバイス・コンサルテーション機能

③ 地域のインクルージョン推進の中核機能

④ 地域の発達支援に関する入口
としての相談機能

4つの中核機能全てを十分に備えるセンターを、中核拠点型として整備を推進していく方向で検討。

福祉型・医療型の一元化後の方向性

一元化後は、保育士・児童指導員を手厚く配置する等の方向で検討。また、福祉型の3類型（障害児、主に難聴児、主に重症心身障害児）についても、一元化した上で、障害特性に応じた支援を行った場合に、必要な評価を行う方向で検討。

2. 児童発達支援・放課後等デイサービス

- 各ガイドラインに定めるそれぞれの役割に加え、5領域（※）等、全ての視点を含めた総合的な支援が提供されることを基本とすべき。
- 総合的な支援を行い、その上でこどもの状態に合わせた特定の領域への専門的な支援（理学療法等）を重点的に行う支援が考えられる。その際には、アセスメントを踏まえ、必要性を丁寧に判断し、障害児支援利用計画等に位置づける等、計画的に実施されることが必要。

2. 児童発達支援・放課後等デイサービス(続き)

- ピアノや絵画のみを提供する支援は、公費により負担する支援として相応しくないと考えられ、これらの支援の提供にあたっては、ガイドラインに示される支援の視点等とのつながりを明確化した支援内容とした上で提供することが必要。
- 利用の仕方等により、支援時間に差異があることから、支援に対する人員の配置の状況や支援内容等にも留意しつつ、支援時間の長短を考慮したよりきめ細かい評価を行うことが必要。
- 保護者の就労等による預かりニーズについては、家族全体を支援する観点から、こどもと家族のアセスメントを踏まえて、児童発達支援や放課後等デイサービスにおいても対応することが重要。
- 放課後等デイサービスについては、学校や家庭とは異なる場であり、安心・安全でその子らしく過ごせる場としての機能も重視すべき。また、学校に通学できない(不登校の)障害児について、関係機関と連携して支援していくことが必要。

3. インクルージョンの推進

- 障害児支援による保育所等の一般施策への後方支援の取組を強化し、保育所等訪問支援等を活用しながら、保育所等の障害児への支援力向上を図っていく等、子育て支援と障害児支援が双方向から緊密に連携が行われる地域の体制づくりを進めていくことが重要。
- 保育所等訪問支援がより効果的に活用されるよう、人員配置や報酬上の評価、運用について必要な見直しを行う方向で検討すべき。(チームでアセスメントや一定の支援を行う場合や、時間の長短も含め、支援内容を踏まえた評価の検討)

4. 障害児通所支援の給付決定等

- 給付決定において、適切に発達支援の必要性や支給量を判断するとともに、その後の支援に活用していく上でも、こどもの発達状況等も把握できる調査指標に見直すことが必要。
- セルフプラン率が高い現状も踏まえ、障害児相談支援による支援が行われるよう取組を進めることが必要。また、障害児相談支援の整備が途上にある地域等においても、適切にコーディネートが行われる方策を検討していくことが必要。

5. 障害児通所支援の質の向上

- 市町村は(自立支援)協議会子ども部会を設置し、児童発達支援センターも参画して、地域の課題を把握・分析しながら、地域の支援の質の向上に取り組むことが重要。
- 自己評価・保護者評価について、集約・分析し、その結果を公表する等、効果的な活用方策等について検討を進めることが必要。
- 人材育成について、専門性を身につけるため、基礎、中堅、専門といった段階的な研修体系の構築等を進めることが必要。

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等 の円滑な実施を確保するための 基本的な指針」改正後 概要(案)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要（案）

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年4月末～5月半ば頃に告示予定。計画期間は令和6年4月～令和9年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数 【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） 【新設】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 【新設】

⑦ 相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置 【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善 【新設】

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
- #### (都道府県)
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み 【新設】
 - 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み 【新設】

こども家庭庁について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

こども家庭庁の創設について

(こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について(令和3年12月21日閣議決定))

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要
- ◆ こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携

強い司令塔機能

- ◆ 総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画・立案・総合調整(内閣補助事務)
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有する大臣を必置化
- ◆ 総理を長とする閣僚会議を一体的に運営、大綱を一体的に作成・推進

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの福祉・保健等を目的とするものは移管
(内閣府の子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務や子ども・子育て本部が所掌する事務、文部科学省の災害共済給付に関する事務、厚生労働省の子ども家庭局が所掌する事務や障害児支援に関する事務などを移管)
- ◆ こどもの福祉・保健等とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ 各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む

体制と主な事務

企画立案・総合調整部門

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障
(幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定(共同告示) など)
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全

支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- **障害児支援**
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

施行期日

- ◆ 令和5年4月1日

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について（障害児関係抜粋）

○こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について（令和3年12月21日閣議決定）（抄）

4. こども家庭庁の体制と主な事務

②支援部門

4) 障害児支援

全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けて、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点等を踏まえ、こども家庭庁が所管する子育て支援施策の中で障害や発達に課題のあるこどもへの支援を行う。その際、文部科学省や厚生労働省と連携し、一人一人の教育的ニーズを踏まえた特別支援教育との連携の促進や、一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行を図るなど、切れ目ない支援を充実する。医療的ケアが必要なこどもや様々な発達に課題のあるこども等について、医療、福祉、教育が連携して対応する環境整備を進める。

(別添) 1. こども家庭庁が所管等することとなる法律等

(移管する法律)

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）（小児慢性特定疾患対策に係る部分を除く。）
- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部及び子ども家庭局の所管部分をこども家庭庁に移管する。）

(共管や一定の関与を行う法律)

- ・発達障害者支援法（平成16年法律第167号）（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部の所管する障害児に対する支援に係る部分を厚生労働省とこども家庭庁の共管とする。）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（障害児に対する支援を担うこども家庭庁と障害者施策全般を担う厚生労働省の共管とする。）
- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）（厚生労働省子ども家庭局の所管部分及び社会・援護局障害保健福祉部の所管する障害児に対する支援に係る部分を厚生労働省とこども家庭庁の共管とする。）

(注) 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」は、閣議決定後の検討により、「社会・援護局障害保健福祉部の所管する障害児に対する支援に係る部分」は厚生労働省単管となったが、こども家庭庁は、こども家庭庁設置法案第4条第2項及び第3項の総合調整機能により一定の関与を行う。

障害福祉施策の所管について

- こども家庭庁は、子育て支援施策の中で障害や発達に課題のあるこどもへの支援を所掌し、障害児の福祉の増進や保健の向上（障害児福祉サービス、医療的ケア児への支援等）を担う。
- 厚生労働省は、障害者の福祉の増進や保健の向上（障害者に対するサービス、障害者と障害児を一体として支援する施策等）を担う。

○こども家庭庁設置法 （所掌事務）

第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

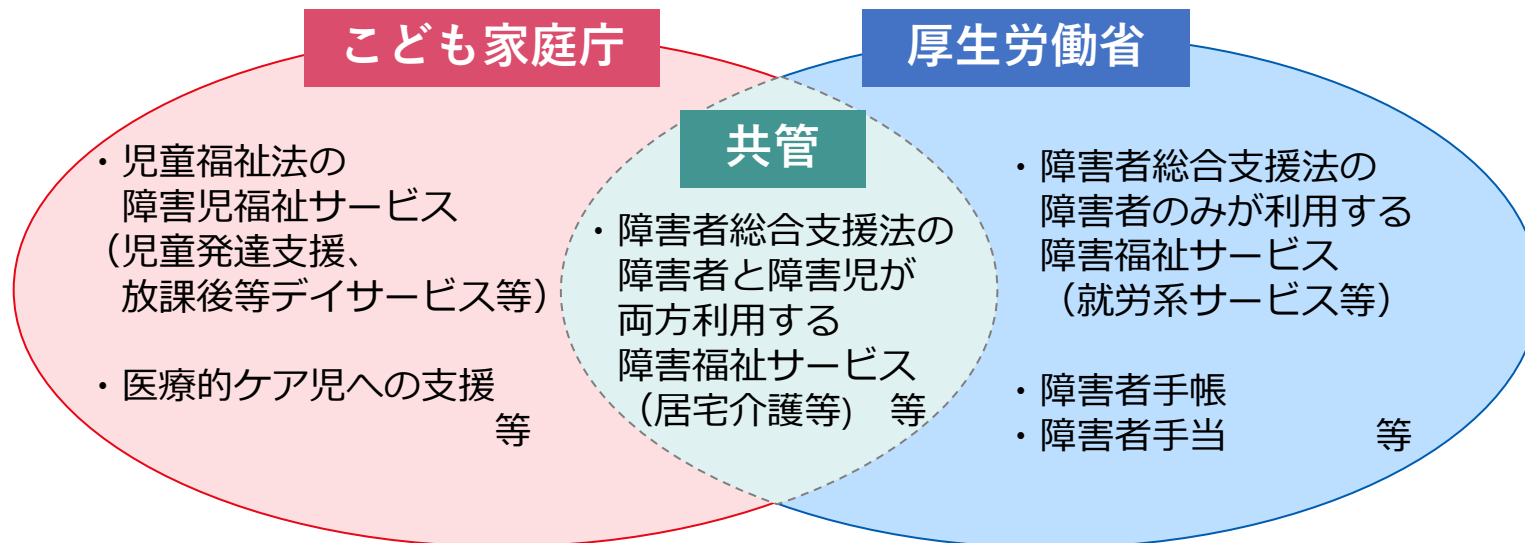
八 第四号から前号までに掲げるもののほか、こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること。

十二 こどもの保健の向上に関すること（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関するものを除く。）。

○厚生労働省設置法（平成11年法律第97号） （所掌事務）

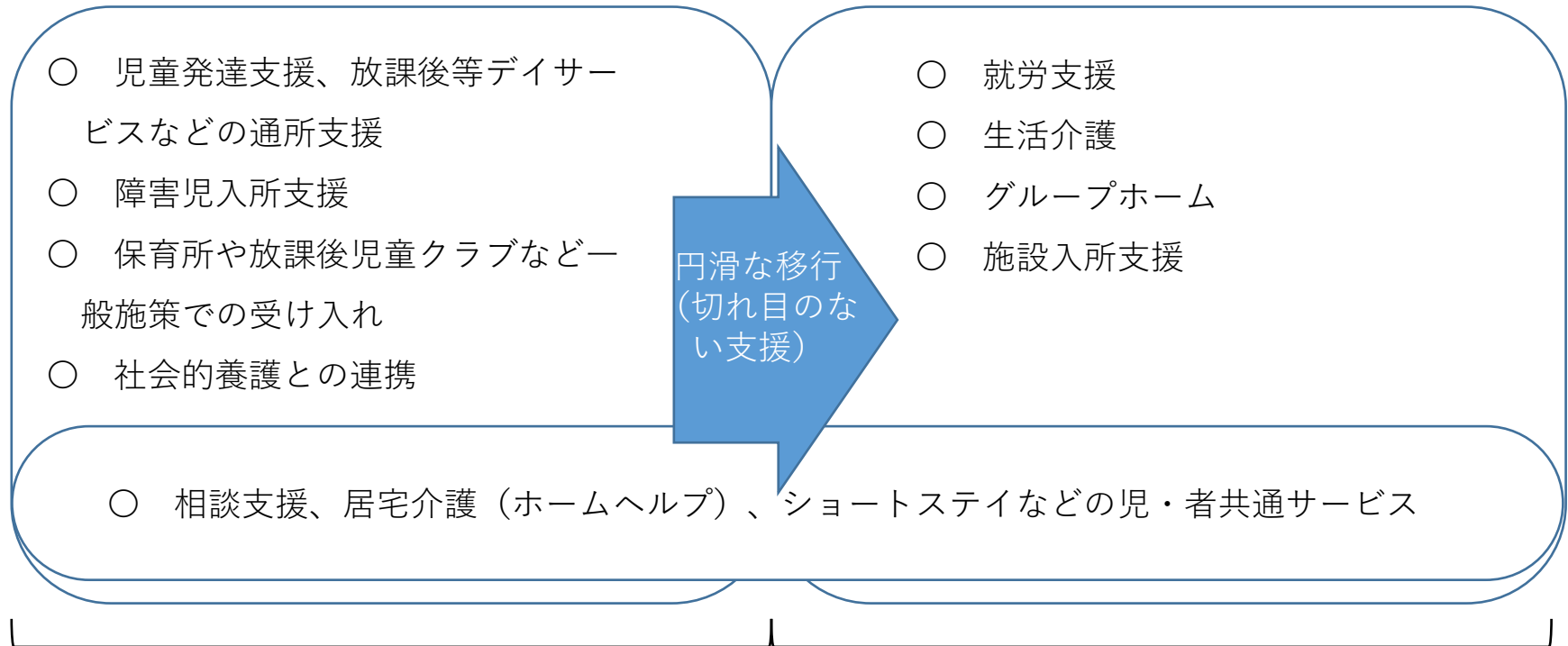
第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

八十七 障害者の福祉の増進に関すること。
八十八 障害者の保健の向上に関すること。



こども家庭庁設立に伴う障害児支援の強化と障害児・者連携の強化について

- こども家庭庁設立に伴い、障害児支援が厚生労働省からこども家庭庁に移管される。
- 一般施策との連携により障害児支援の強化を図るとともに、障害児・者支援で断絶が生じないように、両省庁が連携して取り組む。



障害児支援
(こども家庭庁)

連携強化

障害者支援
(厚生労働省)

- こども家庭審議会と社会保障審議会の合同開催
- 人事交流や併任も含めた事務レベルでの連携

こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）

（設置）

第六条 こども家庭庁に、こども家庭審議会を置く。

2 （略）

（こども家庭審議会）

第七条 こども家庭審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じて、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に意見を述べること。

三 内閣総理大臣又は長官の諮問に応じて、次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項

ロ こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関する重要事項

ハ こども及び妊産婦その他母性の保健の向上に関する重要事項

ニ こどもの権利利益の擁護に関する重要事項

四 前号イに掲げる重要事項に関し内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に、同号ロからニまでに掲げる重要事項に関し内閣総理大臣又は長官に、それぞれ意見を述べること。

五 次に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

イ 児童福祉法

ロ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）

ハ 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）

ニ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

ホ 子ども・子育て支援法

ヘ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

2 こども家庭審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、こども家庭審議会の組織及び委員その他の職員その他こども家庭審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

1. 概要

- こども家庭庁の内部組織は、長官官房、こども成育局及びこども支援局の1官房2局体制で発足。
- 定員については、内部部局が350名、施設等機関が80名、合計430名を確保。

| | 内部部局 | | | | 施設等機関（国立児童自立支援施設） | | | 合計 |
|---------|------|--------|--------|------|-------------------|-------|-----|------|
| | 長官官房 | こども成育局 | こども支援局 | 計 | 武蔵野学院 | きぬ川学院 | 計 | |
| 定員数 | 97名 | 160名 | 93名 | 350名 | 44名 | 36名 | 80名 | 430名 |
| 5年度増員等分 | — | — | — | +42名 | — | — | +1名 | +43名 |

(※) 内部部局の定員数(350名)の内訳は、既存定員(事務移管分)208名+4年度増員分100名+5年度増員等分42名となっている。

- 機構については、指定職：長官、官房長、こども成育局長、こども支援局長、審議官(こども成育局担当)、審議官(こども支援局担当) ※、課長・参事官14、室長・企画官11で構成【別紙参照】。

※この外、審議官(総合政策等担当)《充て職・3年時限》を常駐併任で配置

2. 主な組織構成

長官官房（企画立案・総合調整部門）

- 長官、官房長、総務課長、参事官（会計担当）、参事官（総合政策担当）

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など

こども成育局

- 局長、審議官、総務課長外5課長・1参事官

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障（幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定（共同告示）など）
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全 など

こども支援局

- 局長、審議官、総務課長外3課長

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

- 長官をトップに、長官官房、こども成育局、こども支援局の1官房2局体制として、審議官2、課長級ポスト14、室長級ポスト11を設置（併任を除く）。※ [] は併任ポスト
- 定員については、組織全体で430人（内部部局350人、施設等機関80人）。

こども家庭庁長官

【長官官房計 97人】

長官官房（官房長）

審議官（こども成育局担当）

審議官（こども支援局担当）

審議官（総合政策等担当） * 3年時限

【課長級ポスト】

総務課

公文書監理官

参事官（人事担当）

参事官（会計担当）

参事官（総合政策担当）

参事官（日本版DBS担当）

【室長級ポスト】

企画官（広報・文書担当）

サイバーセキュリティ・情報化企画官

人事調査官

経理室

少子化対策企画官

【内部部局計 350人】

内部部局

【こども成育局計 160人】

こども成育局

総務課

こども保育政策課

こども育成基盤課

こども子育て支援課

母子保健課

こども安全課

参事官（事業調整担当）

認可外保育施設担当室

児童手当管理室

企画官（日本版DBS担当）

【こども支援局計 93人】

こども支援局

総務課

虐待防止対策課

こども家庭福祉課

障害児支援課

企画官（いじめ・不登校防止担当）

企画官（こども若者支援担当）

企画官（ひとり親家庭等支援担当）

施設等機関 【施設計 80人】

国立児童自立支援施設

（武威野学院、きぬ川学院）

こども部会シンポジウム 企画シート

| | |
|-------------------------------|---|
| <p>背景 ・ 課題等</p> | <p><u>障害児福祉サービスの利用者の増加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度が周知されてきている。 ・療育を使い続けて、卒業（終わり）がない。 ・課題感のある子どもの幼稚園や小学校の受入れが難しくなっている現状。 ・制度を知ってもらうことやその制度の現状を知ってもらうことが必要である。 <p><u>周りの大人の対応や知識の不足</u></p> <p>・幼稚園・保育園・学校に通っているグレーゾーンの子どもの、先生方の対応や配慮や声掛けによっては、きつとうまくやっていけるのだろうなと思う子がいる。ただ、先生方がどう対応をしたらいいか分からなくて困っているというのも見られるので、障害児の対応・支援とはといった感じの学べる場が必要なのではないか。</p> <p><u>こども基本法の施行（令和5年4月から）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題感のある子どもへの配慮が必要になってくる。 |
| <p>目的</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地域で共に生きる社会への実現を目指し、地域の課題を共有する。 ・障害児福祉の分野で起きている現状を理解してもらう。 ・障害福祉関係者に療育に対する正しい理解を深めてもらう。 |
| <p>対象者</p> | |
| <p>日時</p> | |
| <p>内容 (テーマ) (協力者)</p> | |

(参考)

障害福祉関係者みんなで考える交流会～地域で安心して暮らし続けるために～ 企画案

| | |
|----------------|--|
| 背景 ・ 課題等 | <p>第5次朝霞市障害者プラン平成30(2018)年度～令和5(2023)年度 【基本理念】子どもから大人まで 障害のある人もない人も 互いを尊重し 地域で共に生きる社会の実現</p> <p>第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度 【基本目標】</p> <p>◆<u>地域生活支援拠点等が有する機能の充実</u> (課題等) 令和4年4月に「朝霞市地域生活支援拠点等事業」を開始したが、令和5年4月現在、登録事業所5か所のみ。各事業所からはメリット等を知りたいという意見があることから、更なる周知の場が必要である。</p> <p>◆<u>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</u> (課題等) 令和4年7月に障害者自立支援協議会専門部会(精神包括ケア部会)を新規設置した。今後、地域包括ケアシステムの構築の協議をすすめるにあたり、地域の関係者がお互いの役割等を分かり合う必要がある。</p> |
| 目的 | <p>①地域で共に生きる社会の実現を目指し、障害福祉関係者が顔の見える関係をつくる</p> <p>②朝霞市地域生活支援拠点等事業への登録事業所を増やす</p> <p>③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに対する認識等を共有する</p> |
| 日時 場所 | <p>令和5年6月1日(木) 午前9時30分～午後0時30分 産業文化センター 研修室兼集会室</p> |
| 対象者 | <p>障害福祉関係者 (障害福祉関係施設、相談支援事業所、訪問看護ステーション、医療機関)</p> |
| 内容 | <p>【第1部】9:30～10:15 朝霞市地域生活支援拠点等事業について 協力：相談支援センターさいゆう 小川氏 (詳細)市が説明→登録している立場で小川氏に発言していただく→質疑応答</p> <p>【第2部】10:15～0:30 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について 協力：朝霞保健所 斉藤氏(「にも包括」及び保健所業務について) 特定非営利活動法人つばさ会あゆみ 本橋氏(地活について) (株)ウエルビー朝霞台駅前センター 出井氏(就労について) くろめがわ訪問看護ステーション 角野氏(訪問看護について) (詳細)10:15～11:15 1人各15分で()内について発言していただく 11:15～0:00 グループワーク 0:00～0:30 交流会</p> |